

提出日(西暦)	2022 年 12 月 20 日
---------	------------------

品質管理システム概要書 (2022 年 12 月 20 日現在)

監査事務所名 海南監査法人
代表者名 溝口俊一

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「監査の品質管理規程」において不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、これに則って品質管理システムを整備し運用しています。

【不正リスクへの対応】

これらの品質管理に関する最終的な責任は法人代表者にありますが、品質管理室担当の代表社員は品質管理システムを整備し運用する責任及び不正リスクに関する責任を負い、監査責任者は品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負います。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、誠実性 公正性 職業的専門家としての能力及び正当な注意 守秘義務 職業的専門家としての行動の 5 原則を定めております。監査責任者は自ら 5 原則を遵守するとともに、専門職員がこれらを遵守することについて周知徹底を図っています。また、年次に「誓約書」の提出を求めてインサイダー取引の防止にも努めております。

(2) 独立性の保持

当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、「監査の品質管理規程」に独立の保持のための方針及び手続を定めております。具体的には、年次に「監査人の独立性チェックリスト」の提出を求めて独立性に対する阻害要因の有無を調査いたします。阻害要因が識別された場合は、それらを軽減または除去するためにセーフガードの適用、監査契約の解除等の適切な措置を講じることとしています。

なお、保証業務の契約締結に係る紹介手数料や仲介料等の授受については通常いかなるセーフガードを適用しても阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することはできないため、保証業務に係る紹介手数料その他の対価の授受は禁止しています。

(3) ローテーションの方針及び手続

大会社等の監査業務については、主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)に対して職業倫理に関する規定

で定める一定期間（7会計期間）のローテーションを義務付けています。また、必要なインターバルは最低2年としております。

3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規の締結または契約を更新することを合理的に確保するため、当法人がその業務を実施するための適性、能力及び人的資源を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること、並びに関与先の誠実性を検討した上で、監査契約の新規締結または更新を判断することとしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて審査担当者が該当評価の妥当性を検討しています。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、業務の隊行に必要な適性及び能力を有した誠実な人材を採用することを心がけております。専門要員の能力及び適性を高めるために継続的な研修の必要性を強調し、必要な研修の機会を提供するとともに、年次に日本公認会計士協会からCPE履修結果を入手して継続的専門研修制度で定める必要な単位数を履修していることを確かめています。専門要員の能力の向上及び職業倫理の遵守は正当に評価いたします。また、それぞれの監査業務には、必要とされる能力及び適性を有する専門要員を選任しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するとともに、専門要員を不正に関する知識及び能力を考慮して選任しております。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査責任者全員の交代を含む監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、これらに基づいて監査業務を遂行しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を閲覧する責任を負います。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、当法人内外の専門的知識を有する者に対して適切に専門的な見解の問合せ

を実施することとしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合は、必要に応じて適切な専門的知識等を有する者に問合せ、その見解を検討いたします。

(3) 審査の方針及び手続

原則として、すべての監査業務について、審査担当者を選任して、監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施し、審査の終了するまで監査報告書は発行しないこととしております。また、審査担当者は、5年以上の監査実務経験を有する公認会計士である当法人の社員より、知識、経験、能力、客観性、独立性を検討した上で選任しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかを判断します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合は、これに対応する十分かつ適切な経験や資格を有する審査担当者を選任するか、必要な場合は審査担当者を追加するか社員会で審査を実施して、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるか、監査証拠が十分かつ適切であるかを検討いたします。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、または監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。当該判断の相違が解決しない限り、監査報告書の発行は行わず、その相違解決のための一連の手続を行うこととしております。その手続の結果、監査上の判断の相違が解決できない場合は社員会においてその相違を解決することとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書は、原則として監査報告書ごとにファイルにまとめ、最終的には監査報告日から62日を超えない範囲で整理を完了しております。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保できるように管理し、10年間保存するものとしています。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関

する「日常的監視」及び監査業務の「定期的な検証」を行っております。「日常的監視」は品質管理室が担当し、「定期的な検証」の担当者は監査業務の実施及び審査に関与しない者から選任しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査業務における不正リスクへの対応状況について、「定期的な検証」で確認しております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

「日常的監視」及び「定期的な検証」によって不備が発見された場合、品質管理担当責任者は、その影響を評価して適切な是正措置をとるとともに、結果を監査責任者及び社員会に報告しております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するため、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てができるように内部通報等の制定を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクに関連する情報を受け付け、監査責任者に伝達するとともに、監査責任者は検討結果を品質管理担当責任者に報告いたします。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継の方針及び手続については、監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に準拠して行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、引継状況を品質管理担当責任者に報告いたします。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関して方針及び手続を定め、共同監査に関する協定書を作成することとしております。また、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。